

# 『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

## 1. 基金の概要(平成28事業年度)

基金の名称	燃油価格高騰緊急対策基金
法人名	一般社団法人日本施設園芸協会
基金額	25,770百万円(うち国庫補助金25,770百万円。平成28年4月1日現在)
基金事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設園芸省エネ設備のリース導入への支援(平成28年4月末で終了) 施設園芸において、燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸の省エネルギー化に必要な設備をリース方式により導入するリース事業実施主体に対して支援を行う。</li> <li>○ 施設園芸等セーフティネットの構築への支援 農業者と国の拠出により資金を造成し、燃油価格が高騰した際に農業者に補てん金を交付するセーフティネットを構築するため、資金造成のための積立を行う農業者に対し支援を行う。</li> </ul>

## 2. 見直し結果(平成28事業年度)

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外部識者からなる審査委員会を開催し、第三者による進捗管理を行うなど、適切な事業を実施(平成26年度～)</li> <li>○ 基金の運営に当たっては、各年度の予算を区分経理して管理するとともに、基金事業完了時に残高が生じた場合は国に報告する仕組みであることを事業実施要領に明記。(平成26年度～)</li> <li>○ 省エネ設備を導入した産地の状況調査等を行うことで、事業効果について把握。(平成26年度～)</li> <li>○ 平成27年秋の年次公開検証(行政改革推進本部「秋のレビュー」)での指摘を受け、平成27事業年度及び平成28事業年度の所要額を再度精査し、余剰資金を平成28事業年度の交付決定額が確定する平成28年10月以降に国庫返納する予定とし、省エネ設備のリース導入支援については、平成27事業年度末(平成28年4月末)をもって本基金事業での支援を終了。(平成27年度)</li> </ul>	
基金事業を終了する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設園芸省エネ設備リース導入への支援 平成27事業年度末(平成28年4月末)をもって支援を終了</li> <li>○ 施設園芸等セーフティネットの構築への支援 平成29年10月末に基金事業終了予定。</li> </ul>	
基金事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主要な施設園芸等産地における燃油使用量を15%以上削減</li> </ul>	
目標達成度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標年度(平成24・25事業年度に省エネルギー推進計画を策定した場合は、平成27事業年度)の翌事業年度に行う実施状況報告に記載することとしており、現時点で評価できない。</li> </ul>	
基金の保有割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保有割合は、2.68 算出根拠 (平成27年度末基金残高(25,770百万円) - 平成28年度国庫返納予定額(11,509百万円)) / 平成28年度支出予定額(5,315百万円)で算出</li> </ul>	
使用見込の低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込の低い基金等の該当の有無	有
	[有の場合]該当する理由 保有割合が「1」を大幅に上回っている基金	
	(使用見込の低い基金等に該当する場合の検討結果) A重油等の燃油価格は、為替や国際的な商品市況の変動を受けやすいこと、その年の気温等の天候により燃油の使用量が変動しやすいことから、その動向を予測することは困難な性質がある。産地では燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めているところであるが、省エネ等の取組だけではカバーしきれない燃油価格高騰に対しては、引き続き、その影響を緩和するセーフティネットにより経営の安定を図る必要があることから、本対策については、事業期限を延長することを検討しているところであり、平成29年度以降においても基金を使用する見込みがあるため。	